

「経営者をサポートをする」

労働保険事務組合への加入制度のご案内

### 労働保険事務組合

こ	の	は	な	労	働	保	険	事	務	組	合
	ご	加	入	★	お	手	続	き	ガ	イ	ド

会社を営しているとう用保険・社会保険・労災保険に関する手続きや、対応すべき問題があります。労働保険事務組合に事務委託するだけで、事務の軽減、事業主の労災保険、労働保険料の分割納付が可能。

会社を設立した。  
労災保険の手続きはどうすればいいだろうか？

従業員を雇った。  
雇用保険の手続きはどうすればいいだろうか？

従業員に子供が生まれた。  
社会保険の手続きはどうすればいいだろうか？

労働保険料の一括払いが分割できないだろうか……  
労災事故が発生した……

- このはな労働保険事務組合の業務内容
- 労働保険事務組合に事務委託するには
- 事務委託するために必要な費用
- 海外派遣特別加入労災保険サポート
- その他・お役立ちツールの紹介
- 円滑な経営のためのサポートネットワーク

このはな労働保険事務組合は国から認可を受けて労働保険事務組合を業務としています。

労働保険の事務委託をすることにより煩雑な事務作業を軽減することができます。

年間の労働保険料を分納することが可能になります。(ご加入月によります)

事業主の方が特別加入することができるようになります。

## 労働保険・社会保険の概要

### 労災保険の手続きについて

- 労働者災害保険の成立申請、脱退申請、特別加入申請、海外派遣特別加入申請
- 労働保険料の算定、納付
- 労災保険の給付請求の提出

※別途会員価格お引き受けできる手続き等もございますのでお問合せください

### 雇用保険の手続きについて

- 雇用保険の適用設置
- 雇用保険被保険者資格の取得、喪失の手続き
- 育児・介護休業給付・高年齢雇用継続給付の手続き
- その他、雇用保険に関わる業務

※別途会員価格お引き受けできる手続き等もございますのでお問合せください

### 社会保険の手続きについて

- 社会保険新規適用手続き
- 健康保険・厚生年金資格取得、喪失の手続き
- その他、社会保険に関わる業務(年金裁定請求を除く)

※別途会員価格お引き受けできる手続き等もございますのでお問合せください

### 各保険の新規成立にかかる費用

- 労働保険等の事務委託をするために必要な費用について説明しています

### 福利厚生について

- 財形貯蓄、損害保険、中退金制度等にご加入することができます

### その他役立つツール

- 事業所・新製品・サービスのネットCMの作成、セミナー、イベント、技能講習会
- 助成金、税理士、弁護士等の紹介、社労士事務所運営

労働保険は、従業員が1人でもいる場合は、加入手続きをしないといけません。

労働保険は、「労災保険」と「雇用保険」を総称した名称で、次のような役割を果たします。

社会保険は、法人と5人以上の従業員がいる個人事業主は原則として加入することが義務付けられています。

社会保険とは、「健康保険」と「厚生年金保険」を総称した名称、次のような役割を果たします。保険給付は両保険制度で個別に行われますが、保険加入については社会保険として一体のものとして取り扱われています。

## 労災保険とは？

従業員が、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害又は死亡した場合に対してその従業員やその遺族のために必要な給付などを国が行う制度です。

この制度に会社が入っていないと、場合によっては莫大な負担を会社が負担することになり倒産に追い込まれたりします。

又、会社が労災保険に入っていることにより、従業員は安心して働けるというものです。

保険料は会社が全額負担ですが、それほどの負担にはなりません。

労災保険は本来、労働者対象の保険ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などから特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対し特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。

※特別加入するには労働保険事務組合に事務委託することが必須条件です

## 雇用保険とは？

従業員が退職した場合に、新しい就職先が見つかるまで、生活費を保証する目的で給与の一部を国が支給する制度です。

こちらの保険料の負担は、従業員も負担します。

## 健康保険とは？

被保険者の業務外の病気・ケガ・死亡・分娩に対する保険給付を行う医療保険です。一定の扶養家族についても同様な給付を行いません。

## 厚生年金保険とは？

老後や障害・死亡の際の年金の保険給付等を行う制度です。

## 労災保険の手続きについて

### 労災保険を成立するために必要なもの

いつ	従業員を雇用してから10日以内に手続きを行います。
どこへ	労働基準監督署(事務委託した場合はこのはな労働保険事務組合へ)
提出書類	労働保険関係成立届出(雇用保険設立のため確認資料として必要) 労働保険概算料申告書 登記簿謄本(3ヶ月以内のコピー) 特別加入する場合は特別加入申請書

## 雇用保険の手続きについて

### 雇用保険を成立するために必要なもの

いつ	労災保険成立をしてすぐに手続きを行います。
どこへ	ハローワーク(事務委託した場合はこのはな労働保険事務組合へ)
提出書類	雇用保険適用事業所設置届 労働保険関係成立届出(コピー可)

#### 原本が必要な添付資料

##### 事業所の実在を確認できる書類

- ・ 法人の場合: 商業登記簿謄本、個人事業の場合: 事業主の住民票
- ・ 不動産登記事項証明書または公共料金請求書・領収書
- ・ 賃貸借契約書(賃貸の場合のみ)
- ・ 法人設立届または個人事業開業届、事業税・法人税納税証明書
- ・ 最近事業所に届いた公共機関からの郵便物(消印入)

##### 事業実態が確認できる書類

- ・ 営業許可書、営業登録書、開設許可証、開業証明書、代理店契約書
- ・ 業務(工事)請負契約書、原料買付・出荷・売上伝票、納品・請求・領収書 等

##### 雇用保険被保険者資格取得届(被保険者1人につき1枚)

- ・ 労働者名簿、出勤簿またはタイムカード、賃金台帳または給与明細
- ・ パートタイム労働者の場合は雇用契約書または雇入れ通知書
- ・ 前職のある方は雇用保険被保険者番号を確認し記載  
(不明な場合は職歴の確認できる書類)

## 社会保険の手続きについて

### 社会保険を成立するために必要なもの

いつ	事業を開始して5日以内に手続きを行います。
どこへ	社会保険事務所(事務委託した場合はこのはな労働保険事務組合へ)
提出書類	社会保険新規適用設置届 添付資料は多種多様にわたりますので、お問合せください。

但し、新規適用の場合のみ事業所の内情に詳しい方の同行が必要となる場合があります。

労働保険、社会保険の事務委託をするためには、下記の費用が必要となります。

## 事務委託費と諸費用(従業員数により設定)

従業員数(人)	事務委託される内容				
	入会金	労働保険(雇用・労災)のみ		社会保険ありの場合	
		1ヶ月(円)	成立手続き費用 (初回のみ)	1ヶ月(円)	成立手続き費用 (初回のみ)
1 ~ 4	10,000	3,000	10,000	6,000	20,000
5 ~ 9	10,000	6,000	10,000	12,000	20,000

- 委託された時の従業員数により決定します。(年度更新時に人数変更があれば変更となります)
- 事務委託費は通常、労働保険料納入期ごとの請求となります。
- 雇用保険と労災保険を同時に委託された場合は成立費用は20,000円 → 10,000円
- ご相談はメールか電話になります。
- 成立時に必要な事務委託費と成立費用は入金させていただきます。

## 成立時に必要となる費用についての具体例

中途月成立の場合

例)10月15日に雇用保険・労災保険成立の場合(従業員数3人)

事務委託費	18,000	円	(3,000円 × 6ヶ月分(10~翌3月))
成立手続き費用	10,000	円	(20,000円 → 10,000円)
<b>必要な費用</b>	<b>28,000</b>	<b>円</b>	

- ※ 中途脱退の場合は納入済みの入会金・年会費・事務委託費は返金いたしません。あらかじめご了承ください。
- ※ 労働保険料納入通知書は事前に当会から事業所あてに発送いたします。
- ※ 労働保険料は必ず納期期限までにご入金してください。

## 事務委託するメリット

事業主には労働保険と社会保険の手続きする義務があります。従来の場合、すべての手続きのため、書類提出を事業主が労災保険は所轄の労働基準監督署、雇用保険はハローワーク、社会保険は社会保険事務所に届けることになります。

労働保険事務組合に事務委託すると、書類等は事務組合にすべて提出するだけでOK!

早くで安い労働保険事務組合を活用することをお勧めいたします。

従業員が定着して安心して働けるために福利厚生は必要です。

詳しい資料・パンフレットをご用意していますので各種、ご利用の際には当会にお問合せください。

### 中退金制度

従業員が退職する際に積み立てできる退職金制度です。

退職金としてまとまった金額が必要となる場合に役立つ制度です。

### 中小企業勤労者福祉OCS

中小企業を対象に、月々お1人600円の掛金で総合的な福利厚生制度です。

### 小規模企業共済

事業主のための退職金にあたる制度です。

事業を廃業する場合、また事業主が退職、死亡の際に有効となります。

### 団体定期保険

業務上または業務外のけがで入院した場合に給付されます。

団体割引で格安で加入できます。(還付割引付)

### 財形貯蓄制度

一般財形預金・財形年金預金・財形住宅預金

給料・ボーナスからの天引きですので、直接銀行などへ出かける手間が省け、ムリなく、知らず知らずのうちに貯蓄ができます。

### 定期健康診断

毎年7月(変動あり)に定期健康診断の実施しています。  
会員価格にて受診することができます。

此花工業会では、会員の皆様にご満足いただけるように情報の提供や企業発展のために  
 いろいろな活動を展開しています。

● WebによるCM作成

*Wellspot*

事業所の紹介や新製品、サービスをWeb上でもっと知ってもらいたいという多数の意見により  
 活動しているサイトの運営。

費用は年間24,000円(会員価格は12,000円で作成)

ご利用の際は当会にお問合せください。担当者から詳しい説明をいたします。

参照Webアドレス <http://www.wellspot.jp>

● 社会保険労務士事務所

*It's労務管理事務所*

きめ細やかな労務管理を目指すなら社会保険労務士事務所で徹底的に労務管理しましょう。  
 経験豊富な社会保険労務士が対応します。

労務全般の顧問契約、手続き関係のスポット契約等により報酬費用が異なります。

ご利用の際は当会にお問合せください。担当者から詳しい説明をいたします。

参照Webアドレス <http://www.binsgate.jp>

● 建設業の一人親方のために

*このはな建設部会*

*東名建設部会*

*東京建設部会*

一人親方の特別加入制度を取扱っています。

ご利用の際は当会にお問合せください。担当者から詳しい説明をいたします。

参照Webアドレス <http://www.wellboss.jp>

参照Webアドレス <http://www.yaboss.jp>

参照Webアドレス <http://www.toboss.jp>

● 最新の情報をお知らせするオフィシャルWeb

*BIN'S INFORMATION*

ハローワーク、社会保険情報、各種技能講習会(フォークリフト・玉掛け・その他)のご案内など  
 事業主や従業員に役立つ情報を配信しています。

各業界で有名な税理士、社労士、弁護士、司法書士の先生のセミナーに無料参加。

時事問題等に対応できるようにベストタイミングなセミナーをチョイスしています。

参照Webアドレス <http://www.konohana.or.jp>

● 社会貢献事業

*Bins.Gate*

がんばる女性を応援しているサイトです。一緒に彼女達を応援して下さる方々を募集しています。

参照Webアドレス <http://www.binsgate.com>

● 困った問題発生！！ どうしよう？にお答えします

事業経営には、いろいろな問題が発生することが往々にしてあります。

表面上、順調に見える経営も法律の改正や雇用問題、など予期できない問題が発生した時に  
 誰にどんなことを相談すればいいのか不安材料を取り除く、また解決する必要があります。

当会は発生した問題事項に応じて、税理士、社労士、弁護士、司法書士の先生をご紹介できる  
 システムになっています。

ご利用の際は当会にお問合せください。担当者から詳しい説明をいたします。

お問合せ [info@konohana.or.jp](mailto:info@konohana.or.jp)

所在地 554-0011  
大阪市此花区朝日2-18-8  
このはな労働保険事務組合(一般社団法人此花工業会内)

お問合せ先 Tel : 06-6468-0781  
Fax : 06-6468-0788  
Web : <http://www.welldrive.jp> (このはな労働保険事務組合Web)  
Web : <http://www.konohana.or.jp> (一般社団法人此花工業会Web)  
Mail : [info@konohana.or.jp](mailto:info@konohana.or.jp)

#### 事務委託した場合の書類提出について

労災保険 毎週火曜日・金曜日の午後から (当日が祝日の場合の除く)  
雇用保険 毎週火曜日・金曜日の午前中 (当日・前日が祝日の場合の除く)

郵送の場合

※ 書類が到着次第、提出手続きをします。

社会保険 毎週水曜日の午後から (当日が祝日の場合の除く)  
毎週金曜日の午後から (当日が祝日の場合の除く)

郵送の場合

※ 書類が到着次第、提出手続きをします。

#### 提出した書類の手続き完了について

労災保険 月曜日 (当日が祝日の場合の除く)  
雇用保険 毎週火曜日・金曜日の午後2時以降 (当日が祝日の場合の除く)  
社会保険 毎週金曜日の午後4時以降 (当日が祝日の場合の除く)

※ 郵送でのご返却もできます。

経営者を丸ごとサポートできるように日々邁進しています。  
無限大の可能性をもった  
このはな労働保険事務組合をご活用ください。

本パンフレットに掲載されております各内容については、制度内容等が変更になることがあります。  
詳細は各ホームページでご案内いたしますのでご参照ください。



このはな労働保険事務組合の  
サポートネットワーク

- このはな労働保険事務組合
- 海外派遣特別加入
- 一般社団法人此花工業会
- 一人親方・このはな建設部会
- 一人親方・東名建設部会
- 一人親方・東京建設部会
- IT'S労務管理事務所
- ネットCMのWellspot
- 社会貢献事業のBins.Gate
- ネット通販のびんずまーけっと
- 情報提供のBIN'S INFORMATION

各ホームページでは24時間いつでも情報をご覧いただけます。  
お問い合わせやパンフレット請求もできます。

お電話によるお問合せ等は担当におつなぎいたします。  
Tel:06-6468-0781 Fax:06-6468-0788

AM9:00 ~ PM6:00  
月 ~ 金曜日 土・日・祝日は休み

・電話番号はお間違えのないようご注意ください。

**このはな労働保険事務組合**  
554-0011 大阪市此花区朝日2-18-8

Web <http://www.welldrive.jp>

|

















